

5 1 . 0 1

色彩のみからなる商標及び位置商標において、 特定された位置が存在しない商品等に関する取扱い

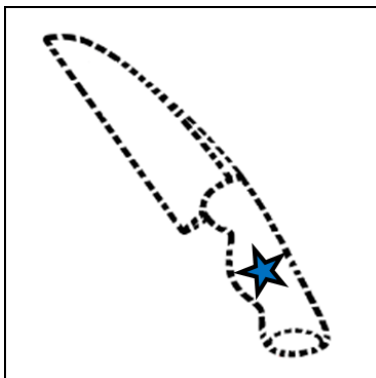
商品等における位置を特定した色彩のみからなる商標及び位置商標における、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明において位置を特定するために記載された商品等は、指定商品等における使用態様のうちの一例を表したものとして取り扱う。

したがって、その指定商品等は、使用態様のうちの一例として特定された商品等における位置において、標章を使用し得るものに限定されなければならない。

すなわち、特定された位置が存在しないと認められる商品等が指定されている場合には、商標法第3条第1項柱書における「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標」に該当しないものとして取り扱う。

(例)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の左側面に付された星形の図形からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品】第8類「はさみ類，包丁類，刀剣，すみつぼ類」

5 1 . 0 1

〔説明〕

上記例の場合、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明において特定された位置は「柄の中央部分の左側面」であるところ、指定商品中「はさみ類、すみつぼ類」については、当該位置が存在しない商品と考えられることから、これらの商品については、商標法第3条第1項柱書に違反する。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)